東日本大震災復興関連事業チェックシート (農林水産省) (平成23年度第3次補正予算)											
事業名	治山事業				担	.当部局庁	林野庁		作成責任者		
事業開始 · 終了(予定) 年度	平成23年度~平成27年度				ł	旦当課室	森林整備部治L 国有林野部業務	治山課長 業務課長	黒川 正美 川端 省三		
会計区分	一般会計(国有林野事業特別会計)					施策名	⑫森林の有する多面的機能の発揮				
根拠法令	・森林法第41条、第46条、森林法施行令第6条、 ・地すべり等防止法第7条、第10条、28条、第29条 ・特別会計に関する法律162条、164条					する計画、 通知等	<ul><li>・森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)</li><li>・全国森林計画(平成23年7月26日閣議決定)</li><li>・森林整備保全事業計画(平成21年4月24日閣議決定)</li></ul>				
事業の目的	地震や津波等により発生した山腹の崩壊地、荒廃した渓流等において、森林や渓流を安定させ、国土の保全、水源のかん養等の森 林の公益的機能を高めることにより早期に地域の安全・安心の確保、環境の保全を図る。										
	地震や津波等により発生した山地災害の復旧や再度災害を防止するため、山腹斜面や渓流を安定させる施設の整備や海岸防災 林等の森林を造成するための植栽等を実施する。 国費率 1/2、1/3、10/10等										
実施方法	■直接実施    □業務委託等		託等	■補且	助	口貸付	口その他				
23年度予算額	当初	第	1 次補正		第2	欠補正	第3次補正		†		
	60, 845			727		_	18, 442		82, 014		
(アワトカム)	成果指標	単位	23年度	<u>標値</u> (25年度)			活動指標	単位	23年度	医活動見込	
	防災上、特に緊急性、必要性の高 集落において周辺の森林の山地災害防止機能等の確保(直轄事業を む) が図られた集落数	(	54,280	56,000	<b>(ア</b> ※上段(	舌動指標 アウトプット) ( )書きは予算措置 に係る見込み	治山対策の実施箇所	対策の実施箇所数 箇所		3,143 ) 479	
単位当たり コスト	52 (百万円/箇所)					草出根拠	事業費24,754(百万円	析=52(百万	円/箇所)		
事業所管部局による点検											
項目							内	容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」(P8(図表6))及び「東日本大震災からの復興の基本方針」(8P(v)および24P⑤(iii))に記載されている施策の考え方と整合がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大な被害が発生するとともに、 山間地でも山腹崩壊等が多数発生した。また、東海、東南海地震等が高 い確率で発生するとの想定もされる中、地震等に起因する山地災害に対 する住民の不安が高まっており、崩壊地の復旧対策等について、緊急的 に対応する必要があることから、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役 割分担、客観的な将来見通しなど)。 変							事業の効果については、事前、期中、完了後の評価を実施し、必要性、 効率性、有効性の観点からチェックの上、その妥当性を確認している。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						するとともに	に全ての箇所において、 事業実施に当たっても5 、事業の効率化を図って	地発生資材			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。							、森林法、地すべり等防 規定されており、役割分扌			が国又は	
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						なっており、	目的は保安林の指定目 他事業と重複はない。ま 作成し、実施している。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						行に努めて	体である都道府県等と連いる。事業の執行に当たり、透明性が確保されてい ごとに事業実施主体に報	っては、競争 いる。また、事	∳性のある入 ■業が適切に	.札を基本に こ行われるよ	